

令和元年度

第1回いわき市地域自立支援協議会資料

日時：令和元年7月2日（火）午後2時

場所：いわき市役所本庁舎 第8会議室

いわき市保健福祉部
障がい福祉課

目 次

1 説明事項

(ペーパー)

(1) いわき市地域自立支援協議会の概要について	資料 1	• • • • P. 1
(2) 平成 30 年度及び令和元年度におけるいわき市地域自立支援協議会 の取り組み等について		
ア 全体会議	資料 2	• • • • • • • • • • • • • • • • P. 6
イ 基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センター	資料 3	• • • P. 9
ウ 運営会議	資料 4	• • • • • • • • • • • • • • • P. 14
エ 専門部会		
・ 地域移行支援部会	資料 5-1	• • • • • • • • • P. 16
・ 地域生活支援部会	資料 5-2	• • • • • • • • P. 18
・ 児童・療育支援部会	資料 5-3	• • • • • • • • P. 20
・ 就労支援部会	資料 5-4	• • • • • • • • P. 22
オ 地域会議	資料 6	• • • • • • • • P. 24

2 協議事項

(1) 地域生活支援体制強化事業の検討（案）について	資料 7	• • P. 29
(2) 第 5 次いわき市障がい者計画等の策定作業の概要について	資料 8	• • P. 31
(3) ヘルプカードの作成・配布について	資料 9	• • • • • P. 34

いわき市地域自立支援協議会の概要について

1 法令根拠

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第89条の3第1項（努力義務）

2 目的（障害者総合支援法第89条の3第2項）

関係機関が相互の連携を図ることで、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うことで、障がい者等への支援体制の整備を図ることを目的とする。

3 設置要綱

いわき市地域生活支援事業実施要綱及びいわき市地域自立支援協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）

【設置趣旨】

障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援事業の適切な運営及び地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して中核的な役割を果たす定期的な協議の場として活用するもの。

4 構成

(1) 全体会議（設置要綱関係条による）

- ・ 学識経験者、団体、施設等、関係機関、市民代表の最大20名で構成。（任期3年）
- ・ 事務局は障がい福祉課及び基幹相談支援センター。

(2) 運営会議（設置要綱第7条第2項により任意設置）

- ・ 障がい福祉課、基幹相談支援センター、障がい者相談支援センターで構成。
- ・ 事務局は障がい福祉課及び基幹相談支援センター。

(3) 専門部会（設置要綱第7条第2項により任意設置）

- ・ 4つの専門部会（地域移行、地域生活、児童・療育、就労）を設置。
- ・ 各部会には部会長・副部会長を置く。
- ・ 各部会の事務局は、基幹相談支援センター、障がい者相談支援センター及び障がい福祉課が担当する。

5 主な機能

(1) 一般的な機能（自立支援協議会の運営マニュアルより抜粋）

ア 情報機能

- ・ 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信。

イ 調整機能

- ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築。
- ・ 困難事例への対応のあり方に対する協議・調整。

ウ 開発機能

- ・ 地域の社会資源の開発、改善。

エ 教育機能

- ・ 構成員の資質向上の場として活用。

オ 権利擁護機能

- ・ 権利擁護に関する取り組みを展開する。

カ 評価機能

- ・ 中立、公平性を確保する観点から、委託相談支援事業所の運営評価等。

キ 施策提案等機能

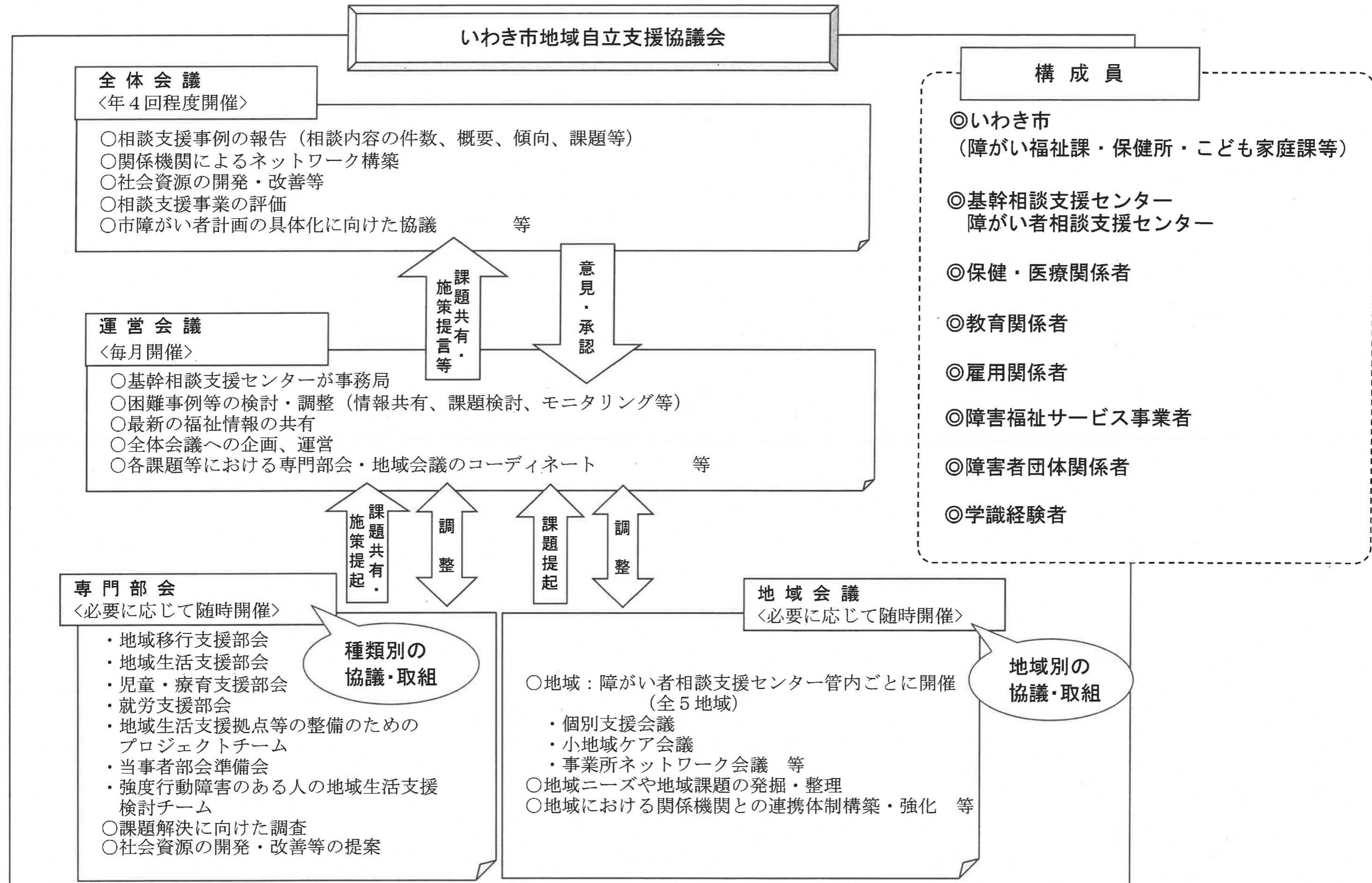
- ・ 課題別に必要に応じ設置される専門部会等で各課題やその対応策について調査、協議を重ね、運営会議を通して、全体会において課題や対応策を確認し、市への施策提案等に繋げる。

(2) 重要施策の協議や確認等を行う機能

ア 市障がい者計画等の進捗状況の把握や必要に応じた助言

イ 障害者差別解消支援地域協議会としての対応 等

令和元年度におけるいわき市地域自立支援協議会の構成【体系図】



令和元年度いわき市地域自立支援協議会 専門部会等の構成機関一覧

【運営会議】

運営会議 (月1回開催)	
事務局	基幹相談支援センター 木村・時實・本田 障がい福祉課 工藤、加茂
構成員	各地域障がい者相談支援センター 各部会長 いわき圏域相談支援アドバイザー
主な検討課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・困難事例を通した地域課題の整理 ・課題達成のための検討の場づくり ・部会等の提起から全体会への施策提言

【令和元年度における専門部会等の構成に係る基本的な考え方】

- 1 平成29年度から令和元年度までの各事業所から委託法人への出向期間の終了を見据え、各部会の自律的な運営体制の構築を図るため、部会長や副部会長を各専門機関が担うことを原則とした体制とする。
- 2 専門部会については、前年度に引き続き「地域移行支援部会」、「地域生活支援部会」、「児童・療育支援部会」、「就労支援部会」とし、当事者部会設置に向け、当事者部会 準備会を仮設置する。
- 3 平成30年度に地域生活支援部会で検討していた「地域生活支援拠点等の整備」及び「強度行動障害のある方の支援」については、集中的にかつ詳細に検討する必要があることから、部会外での検討事項とする。
- 4 広域ないわき市の地域における課題を把握するため、5地域（北部、小名浜、勿来・田人、常磐・遠野、内郷・好間・三和）において「地域会議」を開催する。

【専門部会】

地域移行支援部会 (年4回開催)		地域生活支援部会 (隔月開催)	児童・療育支援部会 (隔月開催)	就労支援部会 (3箇月ごと開催)	当事者部会準備会(仮)
部会長	基幹相談支援センター 木村	障がい者相談支援センター 草野(勿来)	子育てサポートセンター 矢萩	就労移行支援事業所代表 草野(福音協会)	当事者(代表)
副部会長	保健所地域保健課 池津	障がい者相談支援センター 浄土(北部)	児童発達支援センター(わくわくキッズ、こどもの家)	いわき障害者就業・生活支援センター 佐藤	当事者(代表)
事務局	障がい福祉課 白石 障相 永井(北部) 基幹 時實	障がい福祉課 福田 基幹 ○時實・木村	障がい福祉課 浅川 障相 川崎・鈴木(北部) 基幹 ○時實・木村	障がい福祉課 根本 障相 白土(常磐) 基幹 ○木村・時實	障がい福祉課 菅野 基幹 木村・時實 障相 高木(小名浜)
構成員	精神科病院(MSW等) 精神保健福祉士 地域包括支援センター	グループホーム事業所 居宅介護事業所 生活介護事業所 短期入所事業所 障害者支援施設サビ管 いわき相談支援ネットワーク ※すべて代表を選出しての参画	こども家庭課 教育委員会学校教育課 総合教育センター いわき支援学校 平支援学校 富岡支援学校 浜児童相談所 いわき教育事務所 福島整肢療護園 エデンの家 わくわくキッズ 子どもの家 なないろくれよん福祉センター	保健所地域保健課 生活就労支援センター 商業労政課 いわき支援学校 平支援学校 富岡支援学校 いわき公共職業安定所 就労移行支援事業所 就労継続支援A型・B型事業所 いわき障害者就業・生活支援センター 職親会	(3障がいからメンバーを選出) ・身体障がい ・知的障がい ・精神障がい
主な検討課題等	・精神科病院からの地域移行支援の促進 ・精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築にむけた協議 ・障害児入所施設退所後の本人の生活を見据えた早期からのチーム支援体制の構築 ・障害者支援施設からの地域移行支援の促進	・各連絡会の立上げ、運営 ・新規事業立ち上げ支援の具体的な検討 ・合同連絡会・研修会の開催	・教育と福祉の連携について ・医療と福祉の連携について ・障がい児通所事業所におけるサービスの質の向上について ・いわき市通所事業所ガイドブックの改訂について	・就労アセスメントで一般就労の可能性があると評価された方のフォローアップについて ・就労移行支援の標準期間満了後の利用延長の適正化について ・「高等学校と就労支援機関との連携体制をつくる」ワーキンググループ ・福祉サービス利用者の一般就労移行実績の把握について ・就労継続支援A型事業所連絡協議会の設置について ・研修会等の開催 ・就労移行支援事業所連絡協議会の設置について	
下部組織	◆精神科病院からの地域移行WG(PSW・障相) ◆障がい児入所施設からの移行ケース進捗確認会議(児相・地区セン・障相)	◆グループホーム事業所連絡会 ◆居宅介護事業所連絡会 ◆生活介護事業所連絡会 ◆短期入所事業所連絡会 ◆障害者支援施設サビ管連絡会 ◇いわき相談支援ネットワーク	◇医ケア児PT (座長:エデンの家) ◇障害児通所支援連絡会	◇高校との連携体制をつくるWG ◆就労移行支援事業所連絡協議会 ◆就労継続支援A型事業所連絡協議会 ◇就労継続支援B型事業所連絡協議会	

【その他】

地域生活支援拠点等の整備のためのプロジェクトチーム (随時開催)		強度行動障害のある人の地域生活支援検討チーム (随時開催)
事務局	障がい福祉課 工藤、加茂 基幹相談支援センター 木村・時實・本田	障がい福祉課 石田 基幹相談支援センター 木村・時實・本田
構成員	障がい者相談支援センター(小名浜・勿来・内郷)	児童療育支援部会部会長、グループホーム・重度訪問介護・生活介護事業所、基幹相談支援センターアドバイザー、発達障がい者支援センター、県児童家庭課、浜児童相談所
主な検討課題等	・地域生活支援拠点等の整備に係る詳細検討 ・事業所ヒアリング	・市内の障害者支援施設の活用 ・行動障害に対応する事業所を増加させるための支援システムの構築 ・専門性の高い事業所を設置するための支援策

資料2

平成30年度 いわき市地域自立支援協議会における協議事項について

区分	主な協議事項等
第1回 H30.5.29	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度におけるいわき市地域自立支援協議会の組織及び運営について ・平成30年度における地域自立支援協議会の取り組みについて（全体会議、運営会議、専門部会 等） ・第4次いわき市障がい者計画の改定等
第2回 H30.9.26	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法に係る対応事案等の報告について ・第4期いわき市障害福祉計画における成果目標及びサービス見込量に対する実績について ・障害児入所施設からの移行支援体制について
第3回 H31.1.29	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次いわき市障がい者計画における事業の平成29年度実施状況について ・指定障害児通所支援事業者の指定等に関する事務の権限移譲について ・地域生活支援拠点等の整備(案)について
第4回 H31.3.25	<ul style="list-style-type: none"> ・運営会議及び各専門部会の平成30年度取り組みの進捗等について ・地域生活支援拠点等の整備(案)について ・平成31年度いわき市地域自立支援協議会の体制(案)について

令和元年度 いわき市地域自立支援協議会における協議事項等について

区分	主な協議事項等 (予定)
第1回 R1.7.2	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度におけるいわき市地域自立支援協議会の組織及び運営について ・令和元年度における地域自立支援協議会の取り組みについて（全体会議、運営会議、専門部会 等） ・地域生活支援体制強化事業の検討（案）について ・第5次いわき市障がい者計画等の策定作業の概要について
第2回 10月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次市障がい者計画等の平成30年度実績について ・障害者差別解消法に係る対応事案等の報告について ・地域生活支援体制強化事業について ・第5次いわき市障がい者計画等の策定について ・いわき市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
第3回 12月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度社会福祉施設等施設整備の選定結果について ・令和2年度からの障がい福祉制度等について ・【中間報告】令和元年度における地域自立支援協議会の取り組みについて（全体会議、運営会議、各専門部会 等） ・地域生活支援体制強化事業について ・第5次いわき市障がい者計画等の策定について
第4回 3月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度運営会議及び各専門部会の取り組み結果について ・令和3年度社会福祉施設等施設整備方針について ・地域生活支援体制強化事業について ・第5次いわき市障がい者計画等の策定について

※ 協議事項については、上記以外に国における制度改革に伴い見直しが必要となるものなど、個別案件について協議を行うものとする。

基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターについて

1 相談支援体制

(1) 市内に基幹相談支援センター(1か所)、障がい者相談支援センター(5か所)を設置

機関名	担当地域	設置場所	配置数 (人)
いわき基幹 相談支援センター	—	本 庁 (障がい福祉課内)	2
いわき障がい者 相談支援センター	北部地域 (平、四倉、久之浜・ 大久、小川、川前)	本 庁 (平地域包括支援センター内)	4
	小名浜地域	小名浜支所 北分庁舎 (小名浜地域包括支援センター内)	2
	勿来・田人地域	勿来支所 (勿来・田人地域包括支援センター内)	1
	常磐・遠野地域	常磐支所 (常磐・遠野地域包括支援センター内)	1
	内郷・好間・三和地域	総合保健福祉センター (内郷・好間・三和地域包括支援センター内)	1

(2) 主な業務内容

区分	主な業務
いわき基幹 相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ○総合相談・専門相談 ○地域の相談支援体制の強化の取組 ○地域移行や地域定着の促進の取組 ○市地域自立支援協議会の運営を通じた障がい者等への支援の強化
いわき障がい者 相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) ○社会資源を活用するための支援(各種支援に係る助言等) ○社会生活力を高めるための支援 ○権利擁護のために必要な援助 ○専門機関の紹介

2 平成30年度の取組み

「平成30年度の実績報告」のとおり。

いわき市相談支援等事業に係る実績報告書

(基幹相談支援センター事業)

① 総合的及び専門的な相談支援体制の強化に係る取組結果について

相談支援事業所等からの困難事例について取り組んだ。主なものは下記のとおり。

- ・障害児入所施設からの移行支援ケース
→障相、地区センと協働し取り組んだ。昨年度20歳到達した4ケース中、3ケースが終結。1ケースは困難事例として介入継続。
- ・障害児入所施設から支援体制が整わないまま退所したケース
→内郷ケース。1年かけて居住支援と日中支援の見通しが立ってきた。
- ・強度行動障がい者で、家族からの虐待ケース
→権利擁護センターと連携。
- ・在宅行動障がい者のサービス調整
→地域課題として、支援事業所における強度行動障がいへの支援力アップが必要。
最終的な受け皿が精神科病院となっていることへの問題提起。
- ・N I C Uからの退院に向けたケース検討
→医療的ケア児の在宅支援について相談支援者も理解を深める必要性あり、勉強会を開催した。
- ・障がいグレーの方への多職種連携ケース
→狭間の方に対する多職種連携による支援体制作り。
- ・65歳になってG Hでの対応が難しくなっているケース
→成年後見制度の活用と制度外サービス（有料）の検討をすすめる。

② 相談支援事業者に対する指導、助言、人材育成の支援等、地域の相談支援体制の強化の取組について

- ・いわき相談支援ネットワークの立ち上げ（9月～毎月開催）
→本人中心の相談支援の実現、相談支援の質の向上、ネットワークの構築を目的に事例検討会等を毎月定例で開催。平均20名強の参加。
- ・相談支援体制（平成31年度版）の作成
→計画相談、委託相談、基幹相談の役割について整理した表を、計画相談事業所と委託相談事業所の代表者とで作成し、互いの役割を理解した連携の促進。
- ・相談支援従事者初任者養成研修フォローアップ研修会（12/26）の開催協力
→障がい福祉課と協働で取り組んだ。相談支援の実務を理解することが目的。
- ・地区センター職員向けのサービス等利用計画研修会（10/24）の開催協力
→障がい福祉課と協働で取り組んだ。計画相談支援事業所の不足から地区センター職員がやむを得ずセルフプランを作成することが増えている。サービス等利用計画作成する際の視点を学ぶことと計画の質の向上を目的とし開催した。

③ 障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行及び地域生活を支えるための地域定着の促進への取組について

主に地域移行支援部会を通して地域移行の促進に取り組んだ。

- ・いわき市地域移行支援研修会の開催（9/10）

日本知的障害者福祉協会会长の井上博氏（山形県）を招き、入所施設からの地域移行支援についての研修会を開催し、地域移行への理解促進を図った。

- ・精神科病院意見交換会、入所施設意見交換会、グループホーム意見交換会を各自開催し、現状の把握をした。
- ・精神科病院からの地域移行支援の対象者となる方々の現状把握のために、具体的な事例のリストを作成した。84名の方がリストアップされた。支援チーム作り等を検討し具体的に動いていく予定。

④ いわき市地域自立支援協議会の運営を通じた障がい者等への支援の強化について

運営会議の事務局を担い、各専門部会においては事前打合せから参加し活性化を図った。また、地域会議の運営の支援を行った。主な成果は下記。

- ・障害児入所施設からの移行支援体制作り
→中学校卒業時から退所に向けたチーム支援を開始するフローを作成。
- ・地域生活支援拠点等の整備（案）を全体会に提言
→ハイリスク者の調査等を行い、それを根拠に施策の検討をした。
- ・地域生活支援拠点等の理解促進研修会の開催（3/5）
- ・医療的ケア児の在宅生活支援を知る勉強会の開催（11/21）
→45名参加。医ケア児プロジェクトと共に。ご本人とご家族を囲んでの勉強会。
参加者は家族の想いに触れ、実践報告をその場で聞き好評であった。
- ・医療的ケアを伴う障害児者の退院調整ルール作り
→十分な調整が行われないままに退院するケースがあるため、医ケア児プロジェクトでルールを作成し、医療センターで実施する運びとなった。

⑤ その他の取組等について

- ・浜通り相談支援5者会議に出席し、震災後の相談支援体制の強化への取り組み。
- ・障がいのある方の地域生活を考える研修会（8/24）5者会議にて企画から参加。
- ・県精神障がい者地域移行・定着検討会への出席。
- ・保健所主催の精神障がい者家族交流会へ要員として参加。

◆平成30年度 障害者相談支援センターの実績報告

1 利用者数及び障がい種別ごと（重複障がいの場合は各障がいごとにカウント）

センターネーム	合計		センターネーム	合計			
	18歳未満	18歳以上		18歳未満	18歳以上		
北部地域	身障	26	128	常磐・遠野 地域	身障	25	
	重症心身	2	7		重症心身	4	
	知的	86	351		知的	22	
	精神	21	555		精神	5	
	発達	90	159		発達	10	
	高次		24		高次		
	他	12	22		他	4	
	計	237	1,246		計	70	
小名浜地域	身障	49	123	内郷・好 間・三和地 域	身障	1	
	重症心身	2			重症心身	1	
	知的	120	169		知的	16	
	精神	18	265		精神		
	発達	90	42		発達	9	
	高次		7		高次	2	
	他	28	4		他	5	
	計	307	610		計	34	
勿来・田人 地域	身障	4	68	合 計	身障	105	
	重症心身				重症心身	9	
	知的	16	140		知的	260	
	精神	3	235		精神	47	
	発達	9	2		発達	208	
	高次				高次	2	
	他	1	7		他	50	
	計	33	452		計	681	
						3,004	
						3,685	

2 支援方法

事業所名	訪問	来所	同行	電話	電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	計
北部地域	420	333	322	3,239	37	111	803	38	5,303
小名浜地域	206	152	64	1,062	10	40	1,192	11	2,737
勿来・田人 地域	188	98	85	537	0	54	764	14	1,740
常磐・遠野 地域	101	132	60	234	3	33	707	13	1,283
内郷・好間・ 三和地域	82	28	33	172	19	51	769	1	1,155
合計	997	743	564	5,244	69	289	4,235	77	12,218

(8. 2)

(6. 1)

(4. 6)

(42. 9)

(0. 6)

(2. 4)

(34. 7)

(0. 6)

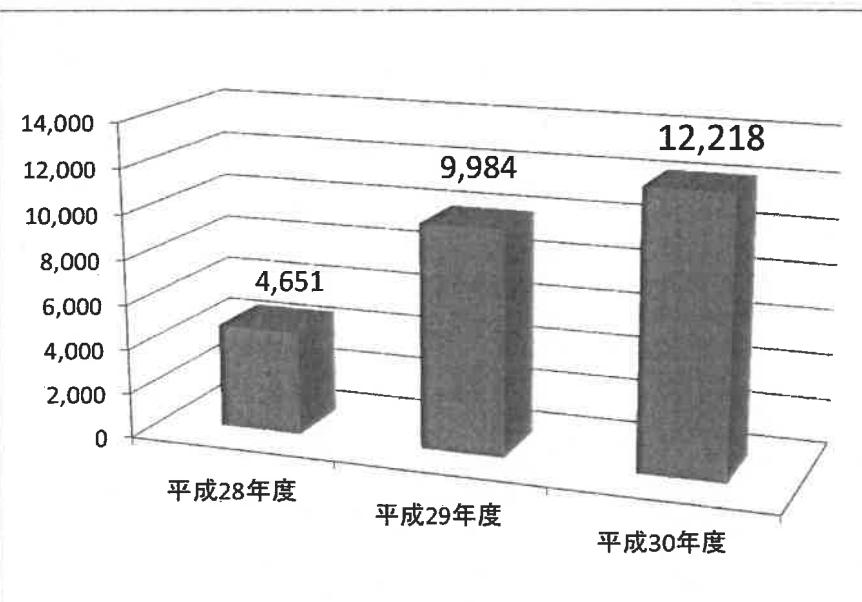
3 支援内容

事業所名	福祉サービスの利用等に関する支援	障がいや症状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援	家計・経に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援
北部地域	2,227	821	212	714	49	188	349	71	151
小名浜地域	1,414	241	274	115	66	106	120	85	152
勿来・田人地域	766	19	153	30	16	117	173	46	66
常磐・遠野地域	637	135	79	93	7	55	107	12	30
内郷・好間・三和地域	685	100	44	43	4	101	20	4	117
合計	5,729	1,316	762	995	142	567	769	218	516
	(47.2)	(10.8)	(6.3)	(8.2)	(1.2)	(4.7)	(6.3)	(1.8)	(4.3)

事業所名	社会参加・余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他	合計
北部地域	25	41	429	5,277
小名浜地域	7	80	68	2,728
勿来・田人地域	9	8	285	1,688
常磐・遠野地域	2	23	103	1,283
内郷・好間・三和地域	7	14	16	1,155
合計	50	166	901	12,131
	(0.4)	(1.4)	(7.4)	

(参考)支援方法種別の支援件数の過去3年の推移

(単位:件)



資料4

平成30年度専門部会等の評価と課題

部会等名	運営会議	
担当者	いわき基幹相談支援センター	
部会等の目的	全体的な評価	
<p>障がい者等の相談支援事業の適切な運営及び地域の障がい福祉に関するシステム作りが円滑に実施されるよう、次の内容等を行い、地域自立支援協議会の事務局機能を果たす。</p> <p>(1) 全体会への地域課題提起、施策の提言 (2) 地域課題の整理 (3) 各専門部会の取り組みの進行管理</p>	<p>当会議の本来の目的である事務局機能を強化すべきであり、具体的な方策の協議・検討は各専門部会で行うことを確認した。</p> <p>この方針に従い、平成30年度当初に設定した協議課題を協議・検討する専門部会を決定し、当会議においては、各専門部会における取組状況を確認することとした。</p> <p>また、各専門部会における協議・検討内容を確認・整理し、地域生活支援拠点等整備などの方策を全体会へ提言することができた。</p>	
平成30年度の協議課題等	評価・次年度への課題	
1 障害児入所支援施設からの退所に向けた支援体制作りについて	<p>1 地域生活支援部会の下部組織としてワーキンググループを設置し、当該ワーキンググループにおいて協議・検討を進めることとした。</p>	
2 強度行動障がい児者の受け皿作りについて	<p>2 地域生活支援部会の下部組織としてワーキンググループを設置し、当該ワーキンググループにおいて協議・検討を進めることとした。</p>	
3 障がい福祉サービスの拡充について（計画相談支援事業等）	<p>3 基幹相談支援センター及び障がい福祉課において協議・検討を進めることとした。</p>	
4 その他	<p>4 次年度は個別の協議課題を設定せず、①地域課題の整理、②課題を検討する場の設定、③専門部会等で協議検討された施策等の全体会への報告・提言、④全体会の意見の施策等への反映の4つの事務局機能を強化していくことを確認した。</p>	

令和元年度の取り組みについて

部会等名	運営会議
担当者	いわき基幹相談支援センター 木村 活昭、時實 祐志 障がい福祉課 加茂 雄一

1 運営の目的

障がい者等の相談支援事業の適切な運営及び地域の障がい福祉に関するシステム作りが円滑に実施されるよう、次の内容等を行い、地域自立支援協議会の事務局機能を果たす。

- (1) 全体会への地域課題提起、施策の提言
- (2) 地域課題の整理
- (3) 各専門部会等の取り組みの進行管理

2 具体的な業務内容

- (1) 障がい者相談支援センター等の困難事例から地域課題の整理
- (2) 課題について検討する場の設定、必要に応じ専門部会へ
- (3) 専門部会等で協議検討された課題解決のための手立てや施策等を全体会へ報告・提言
- (4) 全体会からの意見を各専門部会での取り組みに反映

3 開催予定

原則として、毎月第2金曜日に開催する。

資料 5－1

平成 30 年度専門部会等の取組について

部会名	地域移行支援部会	
担当者	いわき障がい者相談支援センター 永井・松田	
目的		全体的な評価
障害者支援施設等に入所している方や精神科病院に入院している方の地域移行・地域定着を促進するために、次の内容について協議・検討を行う。 (1)必要な施策等の検討 (2)情報の共有(利用できる制度や対象者のニーズなど) (3)関係機関等のネットワーク(協力体制)の強化・円滑化		精神科病院、入所施設に分けて、部会を開催したが、入所施設がなかなか集まらず、議論を深めることができなかつた。 当初、予定していた協議課題とは異なる精神科病院に入院している知的障がいや強度行動障がいの社会的入院の実態把握のためにアンケートをおこなつた。
協議課題等	評価・次年度の課題	
1 精神科病院からの地域移行を進める。退院支援チームを作り、退院支援を進めていく。	精神科病院意見交換会(9/27、12/19)を実施。地域移行支援対象者を調査し 84 名(内、知的障がい者 29 名)のリストを作成。外出支援や宿泊体験の場、G H の整備等の課題が出された。退院支援チーム作りは、次年度にワーキンググループを立ち上げ、モデルケースに取り組む。	
2 いわき版キャラバン隊を作り、障がい当事者、職員に向け意欲喚起をする。	県の地域移行キャラバン隊に当部会も加わり 2/12 に実施。入所施設 3 か所から当事者・家族・職員等 95 名が参加。次年度は、県がキャラバン隊を結成しないことと、独自での結成が困難であることから本年度で一旦終了。	
3 研修会を通して、地域移行に対する理解・啓発に努めていく。	9/10「地域移行支援研修会～みんなの笑顔と夢・実現のために…」開催。講演・当事者体験発表等、66 名参加。 3/5「地域生活支援拠点等の理解促進研修会」を他機関と共に(地域移行促進の為には地域の基盤整備が必要であることから)、先進地の講演・シンポジウム等、99 名参加。 両研修会共に、参加者アンケート結果は概ね好評。次年度も適宜理解・啓発の機会を設けていく。	
4 グループホームに関する検討。	グループホーム視察(3 法人)とグループホーム意見交換会(1/28)を実施。消防法への対応、入居者・世話人の高齢化への対応、世話人の確保等の課題や世話人向け勉強会開催の希望等が出された。次年度は、地域生活支援部会が立ち上げる連絡会等へ課題を移管する。	
5 入所施設の機能の活用について検討	入所施設意見交換会(7/19、10/17、1/15)を実施。地域移行対象者 8 名上がる。地域の受け皿作りが課題。入所機能活用までは議論が深まらなかつた。次年度は、地域生活支援部会が立ち上げる連絡会等へ課題を移管する。	

令和元年度の取り組みについて

部会名	地域移行支援部会		
	所属	氏名	役割
担当者	いわき基幹相談支援センター	木村 活昭 時實 祐志、本田 隆光	部会長 事務局
	保健所地域保健課精神保健係	池津 由紀	副部会長
	いわき障がい者相談支援センター	永井 正樹	事務局
	障がい福祉課	白石 直	事務局

1 部会の目的

障害者支援施設や精神科病院及び障害児入所施設に入所及び入院している方々の地域移行・地域定着を促進するために、次の内容について協議・検討を行う。

- (1) 必要な施策等の検討
- (2) 情報の共有（利用できる制度や対象者のニーズ等）
- (3) 関係機関等のネットワークや協力体制の強化・円滑化

2 運営体制（下部組織等）

(1) 部 会

- ・構成員（以下の職種や関係機関の代表者で構成）精神保健福祉士、精神科病院看護師、訪問看護ステーション、障害者入所施設、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、保健所地域保健課、障がい者相談支援センター、障がい福祉課 等

(2) 精神科病院からの地域移行支援ワーキンググループ (WG)

- ・構成員 各精神科病院精神保健福祉士等、地区保健福祉センター、障がい者相談支援センター、基幹相談支援センター、保健所地域保健課、障がい福祉課 等
- ・内 容 医療と福祉の連携によるチーム支援による地域移行の動きを作ることを目的とし、ケース検討や対象者リストの支援の進捗確認等を行う。

(3) 障害児入所施設からの移行ケース進捗確認会議

- ・構成員 浜児童相談所、各地区保健福祉センター福祉介護係、障がい者相談支援センター、基幹相談支援センター、保健所地域保健課、障がい福祉課 等
- ・内 容 昨年度「障害児入所施設からの移行支援体制を作るWG」で作成した支援フロー図に基づき、中学校卒業の時点から施設退所後を見据えたチーム支援の進捗確認をする。

3 協議課題等

- (1) 精神科病院からの地域移行支援の促進
 - ・WGにてモデルケースに取り組み、チーム支援体制の構築を図る。
- (2) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築にむけた協議
 - ・WGでの取り組みから抽出された課題の協議。
 - ・地域移行対象者リストを基にケースの類型化とニーズ整理。
- (3) 障害児入所施設退所後の本人の生活を見据えた早期からのチーム支援体制の構築
- (4) 地域移行に対する啓発

平成 30 年度専門部会の評価と課題

部会名	地域生活支援部会	
担当者	いわき障がい者相談支援センター 佐藤、菅波	
部会の目的	全体的な評価	
地域の障がい者が安心して生活できるようなシステム作りを目指していく。 平成 30 年度については「地域生活支援拠点等」に具備すべき機能とされている「緊急時の受け入れ」「体験の機会・場の確保」に関する検討をメインに行う。	地域生活支援拠点等について、全体会議に本部会で検討した案を提示し、委員からの承認を得ることが出来た。	
平成 30 年度の協議課題等	評価・次年度への課題	
1 地域生活支援拠点等の整備における「緊急時の受け入れ」「体験の機会・場」に関する課題の検討	<p>① 地域ごとのハイリスク想定対象者の把握 ② 地域資源の把握 ③ 課題に対する対応案の検討及び拠点整備手法の検討を行い、第 3 回市地域自立支援協議会全体会議において報告した。</p> <p>③については、さらに検討を進め、優先して整備する地域および整備手法（案）について第 4 回全体会で報告した。</p> <p>本部会においての、拠点等に関する検討は平成 30 年度で終了とし、次年度、「地域生活支援拠点等の整備のためのプロジェクトチーム」にて、優先的に南部地域を対象とし、具体的な検討に入っていくこととなった。</p>	
2 障害児入所支援施設からの退所に向けた支援体制づくりに関する検討	<p>年齢により障害児入所施設から退所するが行き先がないという課題があるため、解決策を検討した。</p> <p>具体的には、関係機関で課題の共通認識を持ち、課題解決への手立てを検討し、全市的な合意形成を図ることを目的に、浜児童相談所を含む市内の関係機関がメンバーとなる「障害児支援施設からの移行支援体制をつくるワーキンググループ」を発足し、協議を引き継いだ。</p> <p>WG において、早い段階から退所後の生活を見据え支援を行うことができるよう、関係者間の役割を明確化した「障害児入所支援施設からの移行フロー」を作成、共有した。また、強度行動障害者の地域生活における課題の整理を行い、第 2 回市地域自立支援協議全体会において報告した。</p> <p>本 WG は今年度で終了とし、次年度は、地域移行支援部会にて対象ケースの進捗を確認する。</p> <p>また、強度行動障害の課題については、「強度行動障害のある人の地域生活支援検討チーム」を新たに設け、その中で課題の検討を行っていく。</p>	

令和元年度の取り組みについて

部会名		地域生活支援部会				
担当者	所 属	氏 名	役 割			
	障がい者相談支援センター（勿来・田人）	草野 美保	部会長			
	障がい者相談支援センター（北部）	淨土 洋輔	副部会長			
	障がい福祉課	福田 幸士	事務局			
	基幹相談支援センター	時實 祐志、木村 活昭	事務局			
1 部会の目的						
障がい児者が地域で当たり前に望む暮らしができるよう、地域の体制づくりをしていく						
(1) 下部組織として各事業種別の連絡会を立ち上げ、課題を共有し解決に向け具体的な方策を検討する。また、事例検討等を通し協力・共同が行えるような体制をつくる。						
(2) 異なる事業種別間で連携し対応困難事例等にも対応できるよう、合同連絡会・研修会を開催する。						
(3) 各連絡会の代表者が部会構成員となり、各事業種別の課題や地域課題を共有する。また、不足している資源の開発、新規事業の立上げなど課題解決に向けそれぞれの連絡会で具体的に取り組めるよう手立ての検討を行う。						
2 運営体制（下部組織等）						
部会構成員：グループホーム事業所代表者、居宅介護事業所代表者、生活介護事業所代表者、短期入所事業所代表者、障害者支援施設サビ管代表者、いわき相談支援ネットワーク代表者、障がい福祉課、基幹相談支援センター、障がい者相談支援センター（勿来・田人、北部）、						
* 隨時コアメンバー（障がい福祉課、障相、基幹）会議を開催する。						
下部組織：グループホーム事業所連絡会、居宅介護事業所連絡会、生活介護事業所連絡会、短期入所事業所連絡会、障害者支援施設サビ管連絡会、いわき相談支援ネットワーク						
* 各連絡会から代表者1名、副代表者1名を選出する。						
* 当面、事務局機能は部会担当者（障相、障がい福祉課）が担う。						
3 協議課題等						
* 各連絡会の立上げ、運営（立上げ時期：考えられるテーマ）						
グループホーム事業所連絡会（5月：世話人の確保と高齢化）						
短期入所事業所連絡会（6月：新規受け入れ、共通フォーマット）						
居宅介護事業所連絡会（7月：制度内のヘルパー利用）						
生活介護事業所連絡会（8月：通所と入所、入所施設外での利用）						
障害者支援施設サビ管連絡会（9月：計画相談との連携・連動）						
いわき相談支援ネットワーク（月1回：継続開催）						
* 新規事業立ち上げ支援の具体的な検討						
* 合同連絡会・研修会の開催（年1回）						
（協議を進めるうえで新たな課題が表出した場合、取り組みについて協議検討していく）						

資料5－3

平成30年度専門部会の評価と課題

部会名	児童・療育支援部会	
担当者	いわき障がい者相談支援センター 川崎、エデンの家 水井	
部会の目的	全体的な評価	
<p>「子どもも親も安心して自立した生活を営める地域共生社会」の実現を目指す。</p> <p>(1) 療育支援に対する課題やニーズ等の把握・整理 (2) 必要な施策等の検討 (3) 関係機関（医療・行政・福祉・地域資源）とのネットワーク（協力体制）の強化</p>	<p>部会の目的等を改めて明確にし、部会以外の検討の場との役割及び検討内容の違いについて確認した上で、既存の課題の具体的な解決策について協議するとともに、新たな課題を抽出することができた。</p>	
平成30年度の協議課題等	評価・次年度への課題	
<p>1 進行管理事項</p> <p>(1) いわき市通所事業所ガイドブックの活用について (2) いわきサポートブックの活用・普及活動について</p> <p>2 協議事項</p> <p>(1) 共生社会を念頭に、療育に関する機関同士での役割の整理 (2) 事例検討会の実施 (3) 医療との連係 (4) 課題解決に向けた行動計画の作成 (5) 学習会の実施</p> <p>3 その他</p>	<p>活用が進んでいること及び事業所増に伴う改訂が必要であることを確認した。次年度は更なる活用の検討及び改訂作業を行う。</p> <p>活用・普及が進んでいることを確認した。次年度は他制度との連動について検討しながら、ライフステージに沿った活用等の周知を継続していく。</p> <p>関係機関の会議へ参加し、それぞれの役割及び検討内容等について共有した。次年度は共有した内容を整理し、関係機関の役割分担及び連携について具体化していく。</p> <p>課題抽出よりも「課題解決策を探る」ことを優先して事例検討を行った。次年度は市や教育事務所への提言を目指し、事例検討を通して課題解決策を模索していく。</p> <p>医療機関との協議を踏まえて退院調整ルールを作成し、実施に至った。次年度はルール実施の効果等を検証し、必要に応じてルール改正について検討していく。</p> <p>医療的ケアを伴う障がい児（医ケア児）の在宅生活支援プロジェクトチームを立ち上げた。次年度は抽出した課題の整理及び関係機関とのネットワーク強化等を進めていく。</p> <p>当事者及び家族を招き、医ケア児の支援体制に係る学習会を開催した。次年度は上記プロジェクトチームを中心に勉強会を企画、開催していく。</p> <p>放課後等デイサービス事業所の大幅増により、小中学校と事業所との連携の脆弱さ及び事業所間のサービスの質の差の拡大等の新たな課題が生じていることを確認した。次年度は障がい児通所支援事業所連絡会を開催し、課題の整理及び連携強化策等について検討していく。</p>	

令和元年度の取り組みについて

部会名		児童・療育支援部会				
担当者	所属	氏名		役割		
	子育てサポートセンター	矢萩順子		部会長		
	児童発達支援センター南子どもの家	阿邊智		副部会長		
	児童発達支援センターわくわくキッズ	新妻陽子 西山清香		副部会長		
	障がい福祉課	浅川実利		事務局		
	障がい者相談支援センター（北部）	川崎浩二・鈴木千鶴		事務局		
基幹相談支援センター		木村活昭・時實祐志・本田隆光		事務局		
1 部会の目的						
「子どもも親も安心して自立した生活を営める地域共生社会」の実現を目指す						
(1) 療育支援に対する課題やニーズ等の把握・整理						
(2) 必要な施策等の検討						
(3) 関係機関（教育・医療・行政・福祉・地域資源）とのネットワーク（協力体制）の強化						
2 運営体制（部会構成メンバー・下部組織等）						
(1) 児童・療育支援部会（定例会）						
ア 施策及び支援のニーズ等の共有						
イ 施策の普及、課題の抽出・整理及びその解決策の検討						
ウ 行政機関への解決策の提言						
(2) 医療的ケアを伴う障がい児の在宅生活支援プロジェクトチーム（以下「PT」という）						
医療的ケアを伴う障がい児（医ケア児）に対する共生社会の実現に向けた療育（医療と保育・教育）支援に係る課題の抽出・整理及びその解決策の検討						
(3) 障がい児通所支援事業所連絡会（以下「連絡会」という）						
ア 事業所間で相談しあえるネットワークの構築						
イ 事業所におけるサービスの質の向上						
3 協議課題等						
(1) 教育と福祉の連携について						
ア 教育（小中学校）と福祉（主に事業所）との間で情報共有及び連携を図りやすくする仕組みの構築について検討する。						
イ 他の機関等における施策及び検討状況等を確認し、他の機関等との連携又は協働の可否について検討する。						
(2) 医療と福祉の連携について						
ア 退院調整ルールの運用による効果を検証し、必要に応じルール改正について検討する。						
イ PTを定期的に開催し、関係機関のネットワークを強化するとともに、これまでに抽出した課題の整理及びその解決策の検討を行う。						
(3) 障がい児通所支援事業所におけるサービスの質の向上について						
ア 連絡会を開催し、事業所間で相談しあえるネットワークを構築するとともに、事業所における課題を抽出・整理する。						
イ 児童発達支援センター等と連携し、事業所のサービスの質を向上させるために必要な支援について検討する。						
(4) いわき市通所事業所ガイドブックの改訂について						
ア 新規事業所を追加するとともに、レイアウトの変更について検討する。						
イ さらなる活用及び普及に向けた周知方法について検討する。						

部会名	就労支援部会	
担当者	いわき障がい者相談支援センター白土・草野、いわき障害者就業・生活支援センター佐藤・松本、いわき市障がい福祉課菅野 基幹相談支援センター本田・木村	
部会の目的	全体的な評価	
<p>○ 市内の就労支援の質を高めるために</p> <p>(1) 就労支援の基本的な視点の確認をしていく。</p> <p>(2) 就労支援の情報の共有化を行う。</p> <p>(3) 課題に対する具体的な政策提言や手立ての提示を行う。</p>	<p>年度途中から新たな課題検討に取り組んだ。その他にも部会が主体となっての取り組みが増えた。市内の就労支援の質の向上については、部会の経緯を見ながら、各就労支援事業所等も含めどのように質が向上したか具体的な評価の仕方を検討していく。</p>	
平成30年度の協議課題等	評価・次年度への課題	
1 協議課題 <p>(1) 障がいのある方に対する就労支援の基本的な視点を部会参加者間で共有、拡大する。</p> <p>(2) 支援学校以外の高等学校に通う障がいのある生徒や、障がいグレーディングの生徒に対する関係機関の連携による就労支援体制の構築</p> <p>(3) 福祉サービス利用者の一般就労移行実績の把握</p> <p>(4) 就労定着支援の推進</p> <p>(5) A型事業所の支給決定までの流れについて関係機関での共有</p>	<p>(1) 部会のスローガン「障がいがあってもなくても、働くことは権利です」を設定。</p> <p>(2) 学校との連携を図るために特別支援コーディネーター研修、進路指導主事会議において関係機関(いわき障害者就業・生活支援センター、若者サポートステーション、ハローワーク、いわき障害者相談支援センター)の役割を紹介した。次年度以降も働きかけを行っていく。また、高校での実態を把握するために学校訪問を実施。次年度も引き続き学校訪問を実施し、抽出された課題に対する解決策を検討する。</p> <p>(3) H29年度の市内の就労支援事業所の実績を把握した。次年度も実績把握を行い、課題が出れば、その解決策を検討する。</p> <p>(4) 全国的な事例等の不足により、国の通知等による情報提供に留まる。次年度も引き続き協議課題とする。</p> <p>(5) A型事業所意見交換会を開催した。次年度は下部組織としてA型事業所連絡協議会の立ち上げに取り組み、A型の支給決定の流れ等についての課題を協議していく。</p>	
2 進行管理事項 <p>(1) 障がいグレーディングの方の就労アセスメントの実施状況の把握(無償就労アセスメント問題)。</p> <p>(2) 「はたらく」リーフレットの残部数等の調整。</p> <p>(3) 特別支援学校地区別相談会・就労B型事業所アセスメント説明会の4校合同開催。</p>	<p>(1) いわき障害者就業・生活支援センターが実施(発達障がい者就労・生活支援機能強化事業)。次年度も継続して状況を把握していく。</p> <p>(2) 新規の事業所やサービス(就労定着支援)等の情報を更新したうえで増刷した。次年度も適宜、残部数等の調整を行う。</p> <p>(3) 支援学校が中心となり開催していたが、30年度は部会が主となり開催した。次年度以降も部会が主となり開催する。</p>	
3 研修会の開催 <p>課題に取り組む中で適宜開催</p>	<p>(1) 2月28日に就労B連絡協議会研修会「就労継続支援B型事業所を経営的視点で考える(講師:福島県よろず支援拠点 高橋洋幸)」を実施。</p> <p>(2) 3月11日にシンポジウム「切れ目のない就労支援について」を開催し、支援学校、相談支援事業所、就労支援事業所、行政等が参加した。</p>	
4 就労継続支援B型事業所連絡協議会	<p>一般就労への事例報告、イオンモールにおける授産製品展示・販売会等を開催し質の向上に向けて精力的に活動を行った。事務局体制等の運営上課題があり次年度検討する。</p>	
5 年度途中で生じた課題等に対する取り組み <p>(1) 就労アセスメントで一般就労の可能性があると評価された方のフォローアップ</p> <p>(2) 就労移行支援の標準期間満了後の利用延長の適正化</p>	<p>(1) 該当する方の評価表を関係機関(A・B型、就業・生活支援センター、地区セン、相談支援事業所等)で共有し、一般就労へ支援していく流れを整理した。具体的な共有方法等については次年度に協議する。</p> <p>(2) 更新が妥当かどうか(事業所が適正な支援を行ったか等)の確認をアドバイザー(就労支援部会長等の関係機関)が行い、助言するかたちで適正化を図る事について検討した。就労移行支援の支給決定のあり方なども課題としてあがり、次年度も引き続き協議を継続する。</p>	
6 その他	<p>(1) いわき支援学校からの依頼により、いわき支援学校におけるミニセミナー「今から知ろう!一般就労・福祉的就労」を開催。次年度もミニセミナーの講師依頼あり。</p> <p>(2) 就労移行支援事業所連絡会が主となり合同面接会における模擬面接会を開催。就労系事業所利用者の多数参加あり。次年度以降も開催する。</p>	

令和元年度の取り組みについて

部会名	就労支援部会		
	所属	氏名	役割
担当者	就労移行支援事業所つばさ	草野淳	部会長
	いわき障害者就業・生活支援センター	佐藤香	副部会長
	いわき障害者就業・生活支援センター	松本結記	事務局
	いわき市障がい福祉課	根本崇寛	事務局
	いわき基幹相談支援センター	木村活昭 時實祐志 本田隆光	事務局
	いわき障がい者相談支援センター（常磐・遠野地域）	白土修	事務局
1 部会の目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内の就労支援の質を高めるために <ul style="list-style-type: none"> (1) 就労支援の基本的な視点の確認をしていく。 (2) 就労支援の情報の共有化を行う。 (3) 課題に対する具体的な政策提言や手立ての提示を行う。 ○ スローガン <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいがあってもなくても、働くことは権利です。 ・ 働いて生活するための所得も保障されなければなりません。 ・ 就労支援部会はそのことを大事にして一人ひとりその人らしい生活を実現するための環境を整備していくことを目標にしていきます。 		
2 運営体制（下部組織等）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就労継続支援B型連絡協議会 ○ 「高等学校と就労支援機関との連携体制をつくる」ワーキンググループ 		
3 協議課題等	<p>(1) 協議課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 就労アセスメントで一般就労の可能性があると評価された方のフォローアップについて 該当する方の評価表について、関係機関（就労継続支援A・B型、いわき障害者就業・生活支援センター、地区保健福祉センター、相談支援事業所等）での共有方法等を協議する。 ② 就労移行支援の標準期間満了後の利用延長の適正化について 延長更新の妥当性の確認方法について、前年度の更新数等、実態の把握もしながら協議する。 ③ 「高等学校と就労支援機関との連携体制をつくる」ワーキンググループ 前年度から引き続き学校訪問により実態把握し、課題の整理を行う。「高等学校と就労支援機関の持続的・継続的な連携体制の仕組み作り」や「生徒や家族の障がい受容のために何が必要か」等について具体的な手立ての提示を目指す。 ④ 福祉サービス利用者の一般就労移行実績の把握について H30年度の市内の就労系事業所（就労継続支援A・B型、移行支援）の実績報告書を基に実績把握をする。報告の中から課題が出てくれば課題解決を検討する。 ⑤ 就労継続支援A型事業所連絡協議会の設置について 事例検討や、前年度に挙げられていた「A型事業所の支給決定の流れについて関係機関での共有化」等の課題について協議する。 ⑥ 就労移行支援事業所連絡協議会の設置検討について ⑦ 就労定着支援サービスの情報提供等も含め適宜協議する。 <p>(2) 進行管理事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 障がいグレーディングの方の就労アセスメントの実施状況の把握 いわき障害者就業・生活支援センターの実施状況を把握する。 ② 「はたらく」リーフレットについて適宜、残部数等の調整を行う。 <p>(3) 研修会等の開催（部会、B型連絡協議会の主催として適宜開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「就労支援スキルアップ研修」（前年度にアドバイザー事業と部会で共催として開催）。 ② 特別支援学校地区別相談会・就労B型事業所アセスメント説明会の4校合同開催 ③ 合同面接会における模擬面接会 <p>(4) 就労継続支援B型連絡協議会 事業所間の情報の共有、職員の資質向上の為の事例検討等、また、運営体制の見直しも検討する。</p> <p>(5) その他 ミニセミナー（「今からできる就労支援」@いわき支援学校 9/12（木）16:00～16:45）への講師派遣。</p>		

資料 6

平成 30 年度 地域会議 事業実績 (センター名 : 北部地域)

時期	内容 (平地域包括支援センターの飯野地区小地域ケア会議の中で実施)
6月	1、地域課題解決策の実施状況報告 2、事例報告 3、協議：虐待予防のために地域でできること

令和元年度 地域会議 事業計画 (センター名 : 北部地域)

【今年度のテーマ】

- * すでにある地域住民の集まりを活用し、障がい特性・制度の理解、障がい者福祉事業所の周知などを通して、障がい者の地域生活の相互理解を深める。
- * 事例を通した障がい者理解や障がい事業所や当事者参加による交流会などをおこなう。

【構成される人々】

- * 地域住民（区長・民生委員・児童委員）
- * 地区保健福祉センター（福祉介護係、保護係、健康係）等
- * 障がい児者支援事業所
- * ケアマネ事業所
- * 医療機関
- * 障がい当事者

【開催頻度】

- * 地域会議 年3回（7月、10月、2月）

【主な内容】

- * 地域会議の内容については、今年度のテーマを基とし、地域の方々と共に検討をしていく。
- * 小地域でのケア会議を開催する。今年度は飯野地域で実施。その後各地域へ動きを広げていく。

【年間計画】

月日	内容	会場
	地域会議 年3回（7月、10月、2月）	

平成30年度 地域会議 事業実績（センター名：小名浜地域）

時期	内容（障がい児者支援事業所ネットワーク会議として実施）
4月	グループワーク：社会資源情報共有とマップ作り“あつたらいいな”ちょっととしたこんなお手伝い
5月	グループワーク：泉地区の社会資源マップ作り・困っている事例について
6月	事業所での精神障がい者の受け入れについて（①実践報告：けやき共同作業所・②グループワーク：事例検討）
7月	地域生活支援拠点等整備について（①事業説明・②グループワーク：地域生活支援拠点等が必要と感じた時）
8月	地域生活支援拠点等整備について（グループワーク：実際の事例から何が必要か、どのようにすれば整うか等検討）
9月	地域生活支援拠点等整備について（①研修報告：長野県北信圏域、会津若松市の取り組み・②グループワーク：5つの機能についての課題と手立て案）
10月	地域生活支援拠点等整備について 事例検討（児童、成人）
11月	①研修報告：意思決定支援 ②事例発表とグループワーク：行動障がいのある方の生活と支援の実際
12月	研修報告とグループワーク：精神障害者支援の障害特性と支援方法を学ぶ
1月	講話とグループワーク（地域包括支援センターの役割と機能・個別支援から見えてくる地域性と社会資源）
2月	協議会報告、グループワーク：地域生活支援拠点等における緊急時対応について南部地域で取り組めること（勿来・田人地域と共に）
3月	グループワーク：来年度に向けて1年の振り返り

令和元年度 地域会議 事業計画（センター名：小名浜地域）

【今年度のテーマ】

- * 困った時に繋がれる体制づくり、困る前に繋がれる体制づくりを目指し、各事業所の役割理解（どのような流れで支援事業所と繋がっていくのか等）
- * 今後、事業所として伸ばしていきたいところ、やってみたいこと、やれそうなことを地域会議で話をし、各事業所のスキルの底上げを行っていきたい。
- * 幹事会を設置し、事業所主体となって会議を進めていくことができるようとする。
- * 包括、地区センの参画を促す。

【構成される人々】

- * 小名浜包括支援センター
- * 地区保健福祉センター（福祉介護係、保護係、健康係）等
- * 障がい児者支援事業所
- * 医療機関

※幹事会
事業種別毎の代表者で構成

【開催頻度】

- * 地域会議 年3回（7月、10月、2月）
- * 地域会議幹事会 年4回（6月、9月、1月、3月）予定。
幹事会において障相は、コーディネートの役割をイメージ。
幹事の任期は2年。各サービス事業所1名ずつ程度依頼予定。

【主な内容】

- * 地域会議の内容については、今年度のテーマを基とし、幹事会メンバーと事前に打ち合わせを行い、各事業所が日ごろ支援で感じている障がい児者の支援のあり方等を含め、幹事会メンバーと検討予定。

【年間計画】

月日	内容	会場
	幹事会 年4回（6月、9月、11月、3月）	
	地域会議 年3回（7月、10月、2月）	

平成30年度 地域会議 事業実績（センター名：勿来・田人地域）

時期	内容（障がい児者支援事業所ネットワーク会議として実施）
7月	1、地域自立支援協議会の説明 2、グループワーク：各事業所からのPR、課題等の意見交換、情報交換
10月	1、地域生活支援拠点等の整備についての説明 2、グループワーク：地域生活支援拠点における緊急時対応について
2月	協議会報告、グループワーク：地域生活支援拠点等における緊急時対応について 南部地域で取り組めること（小名浜地域と共催）

令和元年度 地域会議 事業計画（センター名：勿来・田人）

【今年度のテーマ】		
* 地域の事業所間で顔の見える関係をつくり、情報交換や困った時の連携を行う。		
* 勿来・田人地域の課題を集約していく。		
【構成される人々】	【開催頻度】	【主な内容】
<input checked="" type="radio"/> 障がい福祉サービス事業所（21） <input type="radio"/> 地区保健福祉センター（福介、健康、生保） <input type="radio"/> 地区社会福祉協議会（1） <input type="radio"/> 地域包括支援センター（1） <input type="radio"/> 介護支援専門員代表者（31のうち3ぐらい） <input type="radio"/> 医療機関・薬局など（吳羽、なこそ、矢吹、よこぎ、櫛田、佐藤、双葉、いわき南・・） <input type="radio"/> 教育機関（小・中15） 等 <input checked="" type="radio"/> 毎回 <input type="radio"/> 可能なら <input type="radio"/> 内容により	月1回	* 事例検討（支援内容や役割、課題の共有、対応策の検討など） * 地域課題の集約 * 勉強会（研修報告など） * 各機関より情報提供（広報や案内、空き情報など）

【年間計画】

月日	内容	会場
令和元年 5/29	* 開催目的の共有 相談支援体制、各事業所の連携、情報共有	勿来支所 会議室（2階、3階）
6/24	* 社会資源情報共有 “あつたらいいな”ちょっとしたこんなお手伝い	
7/	* 地域生活支援拠点が必要と感じられた事例	
8/	* 7月事例から地域で何が必要か、どのようにすれば整うか	
9/	* 7月8月事例から具体的に事業所等でどのようなことができるか	
10/	* 地域包括支援センターの役割と機能 個別支援から見えてくる地域性と社会資源	
11/	* 研修報告	
12/	* 交流会、地域の課題集約	
令和2年 1/	* 地域の課題集約	
2/	* 研修報告、地域の課題集約	
3/	* 来年度に向けて1年の振り返り	

平成 30 年度 地域会議 事業実績 (センター名 : 常磐・遠野)

時期	内容 (障がい児者支援事業所ネットワーク会議として実施)
6月	1、地域自立支援協議会の説明 2、各事業所からのPR
7月	1、協議会報告 2、グループワーク：事例検討し、社会資源を分類 ① 障害児入所施設退所後の生活 ② 重複障がい者の緊急時と母亡き後の生活
8月	1、協議会報告 2、社会資源の深堀「短期入所について」
10月	1、協議会全体会報告 2、ハイリスク者の抽出
3月	1、研修報告とグループワーク：発達障がい者の理解と対応について 2、協議会報告：拠点等の整備進捗

令和元年度 地域会議 事業計画 (センター名 : 常磐・遠野)

【今年度のテーマ】	
○事業所の連携強化（高齢分野を含む） ⇒事例検討を通じた ①地域課題の抽出 ②地域資源での解決策模索 ③解決が困難な課題について自立支援協議会との連携	
【構成される人々】 障がい福祉サービス事業所 地区保健センター 地域包括支援センター ケアマネージャー 等	【開催頻度】 3ヶ月に1回
	【主な内容】 ○参加者のモチベーションが上がるような内容 ・参加者が持ち帰り、業務に活かせる、考えるきっかけにする。 ・地域生活支援拠点整備等の検討。

【年間計画】

月日	内容	会場
6月	地域生活支援拠点整備について GW (仮)	育成会本部会議室、常磐共同ガス等
9月	事例検討 (仮)	
12月	勉強会 (仮)	
3月	事例検討 (仮)	

平成 30 年度 地域会議 事業実績 (センター名 : 内郷・好間・三和)

時期	内容 (障がい児者支援事業所ネットワーク会議として実施)
9月	1、地域自立支援協議会の説明 2、自己紹介、事業所の P R ・課題など 3、グループワーク：今後の開催内容について

令和元年度 地域会議 事業計画 (センター名 : 内郷・好間・三和)

【今年度のテーマ】	地域の事業所間で顔の見える関係性を作ることで、地域の課題を地域で捉え、地域で解決できるようになる。 また、次年度以降の地域生活支援拠点等の議論に繋げることが出来るような仕掛けづくりを行う。
【構成される人々】	<p>地区内の障がい福祉サービス事業所を中心としたメンバー構成 (選定した事業所に、世話役として事務局に入ってもらうことについて検討する)</p> <p>尚、本地区においては、総事業所数が 40 程度と、他地区と比較し多数あるため、当面は事業所のみの構成とし、段階的に、行政等の他機関に参加を呼びかける。</p>

【開催頻度】

年 3 回程度を予定

【主な内容】

- ・事例検討
- ・地域の課題の把握

など

【年間計画】

月日	内容	会場
7~9 月頃	・事例を地域で解決する	
11~12 月頃	・地域の課題を認識し考える	いわき市総合保健福祉センター 1F 多目的ホール
2~3 月頃	・次年度について考える	

地域生活支援体制強化事業の検討（案）について

資料 7

1 地域生活支援体制強化事業とは

障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい児者やその家族が地域で安全・安心に生活できるよう、緊急時を想定した体験の場の確保、緊急時における迅速な相談及び必要に応じた緊急的な対応が図られる体制等を強化し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するもの。

2 市地域自立支援協議会において検討された5つの機能

必要な機能	関連する既存の資源等	必要と検討された資源等
(1) 緊急時の受け入れ・対応	・ 障害者入所施設 ・ 短期入所事業所 ・ 日中一時支援事業所 ・ 居宅介護事業所	・ 日中一時支援事業の委託可能事業所の拡大 ・ 日中活動系事業所における緊急宿泊 ・ 緊急時のための空室確保 ・ 24時間365日の対応
(2) 体験の機会・場	・ 共同生活援助事業所（グループホーム）	・ 体験専門のグループホーム
(3) 相談	・ 基幹相談支援センター ・ 障がい者相談支援センター	・ 地域生活支援のためのコーディネーターの配置
(4) 専門的人材の確保・養成	・ 各研修会の開催	・ 強度行動障害スーパーバイザーの配置
(5) 地域の体制づくり	・ 地域会議（事業所ネットワーク会議）の開催	・ 地域会議（事業所ネットワーク会議）の充実

※ 令和元年度においては(1)～(3)の事業化について優先して検討する。

3 機能強化の手法（案）

(1) 緊急時の受け入れ・対応

① 日中一時支援事業の委託可能事業所の拡大検討：全地域対象

ア 目的

「短期入所事業所」及び「障害児通所支援事業所」に限定されている現行の日中一時支援事業の委託事業所に「生活介護事業所」を追加することにより、同事業所において緊急時等に夜間まで障がい児者が安心して過ごすことができる場所の確保を容易にするもの。

イ 対象者

生活介護事業所におけるサービス提供時間（概ね9～15時の6時間）の後に緊急時又はその他の理由により見守り支援を要する在宅の障がい児者とする。

【緊急時の考え方】

「介護者のやむを得ない事情（当日のけが・急病・事故等）により介護者不在となり、事前に障害福祉サービス等の利用調整を行うことができず、かつ、他に利用できるサービスがないことにより、障がい児者等が自宅で生活することが困難であるとき」とする。

② 日中活動系事業所における緊急宿泊事業の創設検討（新規）：全地域対象

ア 目的

通いなれた日中活動系事業所（生活介護事業所）における宿泊を可能にすることにより、緊急時に在宅での生活が困難となった障がい者が安心して宿泊することができる場所の確保を容易にするもの。

イ 対象者

緊急事態が生じた在宅の障がい者とする。（障がい児については、児童相談所による対応が可能であるため、対象外とする）

③ 緊急時のための短期入所の空室確保事業の創設検討（新規）：南部地域優先

ア 目的

常時、短期入所事業所において空室及び人員を確保しておくことにより、緊急で短期入所が必要となった場合に、確実に対応することができる体制を構築するもの。

イ 対象者

緊急事態が生じた在宅の障がい児者とする。ただし、通常の短期入所のほか、上記事業②においても対応できない場合に限るものとする。

④ 24時間365日の対応

全地区保健福祉センターにおいて、休日・夜間に電話対応を行う宿直又は警備員に職員の連絡網を配付し、緊急時には宿直又は警備員から担当係長への連絡する体制を構築していることから、この体制を24時間365日体制の相談窓口とする。

(2) 体験の機会・場

① 体験専門のグループホーム事業の創設検討（新規）：南部地域優先

ア 目的

常時、グループホーム事業所において空室及び人員を確保しておくことにより、親亡き後を見据えたグループホームの体験利用の場を提供し、障がい児者の将来の選択肢の増を図るもの。

イ 対象者

グループホームの体験利用を希望する障がい児者とする。

(3) 相談

① 地域生活支援のためのコーディネーターの配置検討（新規）：南部地域優先

ア 目的

障がい児者やその家族等に対して積極的な働きかけを行う専門の相談員を配置することにより、緊急事態が生じたときに迅速に対応できる体制の構築を図るもの。

イ 地域生活支援コーディネーターの役割

（ア）各相談機関や地域包括支援センター、地域住民、事業所等と連携しながら、緊急時に何らかの支援を要すると想定される障がい児者（以下「要支援想定者」という。）を把握するとともに、障がい児者に対し親亡き後を見据えた積極的な働きかけ（体験利用の促進等）を行うこと。

（イ）要支援想定者の登録や、緊急時プラン・体験プランの作成や助言を行うこと。

（ウ）支援体制の強化・整備に向け各事業所等との調整を行うこと。

4 今後の主な予定

- 令和元年7月2日 地域自立支援協議会において整備案について報告市実施計画へ位置付け、予算要求等
- 令和元年12月頃 地域自立支援協議会全体会において、進捗報告予算状況等を踏まえ、地域自立支援協議会において進捗報告事業の開始
- 令和2年3月頃
- 令和2年4月～

第5次いわき市障がい者計画等の策定作業の概要について

1 策定の趣旨

本市の障がい福祉施策については、「第4次市障がい者計画」において、「すべての市民が、人格と人権を尊重し、支え合いながら、ともに生きる社会の実現」を基本理念として掲げている。

その基本理念の下、6つの施策分野について、施策に関する基本的方向性を定め、障がい者計画の実施計画にあたる「第5期市障害福祉計画」において、障害福祉サービス等の提供体制の確保が図れるよう障害福祉サービス等の見込量及び見込量確保のための方策を定め、「第1期市障害児福祉計画」において、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保が図られるよう障害児通所支援等の見込量及び見込量確保のための方策を定めている。

本年度については、いずれの計画も令和2年度に計画期間が満了となることから次の3つの計画策定に向けたニーズ等調査及び現状把握を行うことし、令和元年～2年度の2カ年度により策定業務を実施するもの。

(1) 第5次市障がい者計画の策定

障害者基本法第11条第3項に基づき、障がい者のための施策に関する基本的な計画。

現計画の計画期間は、平成26年度から令和2年度までの7年間であり、実施計画にあたる、障害福祉計画及び障害児福祉計画と終期を統一させる観点から令和3年度からの6年間の第5次市障がい者計画を策定する。

(2) 第6期市障害福祉計画の策定

障害者総合支援法第88条に基づき、障害福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保が総合的かつ計画的に図れるよう、障害福祉サービス等の見込量等を設定し、施策の一層の充実を図るための計画であり、市障がい者計画の実施計画として位置づけられているもの。

現計画の計画期間は、平成30年度から令和2年度までの3年間であることから、令和3年度から3年間の第6期市障害福祉計画を策定する。

(3) 第2期市障害児福祉計画の策定

児童福祉法の改正（平成30年4月1日施行）に基づき、障害児通所支援並びに障害児相談支援の提供体制の確保が総合的かつ計画的に図れるよう、障害児通所支援等の見込量等を設定し、本市における施策の一層の充実を図るための計画であり、市障がい者計画の実施計画として位置づけられているもの。

現計画の計画期間は、平成30年度から令和2年度までの3年間であることから、令和3年度からの3年間の第2期市障害児福祉計画を策定する。

計画名	所管	期間												
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
障害者基本計画	内閣府					第3次			第4次					第5次(期間未定)
基本指針	厚生労働省													
福島県障がい者計画	福島県			第3次			第4次				第5次(期間未定)			
新・いわき市総合計画	政策企画課						ふるさと・いわき21プラン					(期間未定)		
新・いわき市地域福祉計画	保健福祉課											(期間未定)		
いわき市障がい者計画	障がい福祉課						第4次					第5次		
いわき市障害福祉計画	障がい福祉課							第4期		第5期		第6期		第7期
いわき市障害児福祉計画	障がい福祉課								第1期		第2期			第3期

2 策定の視点

(1) 第5次市障がい者計画の策定

国が策定した第4次障害者基本計画(平成30年度からの5年間)を勘案し、策定を行う。

(2) 第6期市障害福祉計画の策定

国から示される基本指針に即し、次の内容により策定する。

※ 最新の基本指針により策定(現行計画は平成29年3月31日付厚生労働省告示116号に即し策定)

- ・ 障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の見込量及び見込量を確保するための方策
- ・ 成果目標 等

(3) 第2期市障害児福祉計画の策定

国から示される基本指針に即し、次の内容により策定する。

※ 最新の基本指針により策定(現行計画は平成29年3月31日付厚生労働省告示116号に即し策定)

- ・ 障害児通所支援、障害児相談支援の見込量及び見込量を確保するための方策
- ・ 成果目標 等

3 策定体制

(1) 庁外検討組織（市地域自立支援協議会）

現行の障がい者計画については、策定委員会を設けず、市地域自立支援協議会で検討・協議を行った経緯を踏まえ、今回も策定委員会は設けず、当該協議会により計画策定に係る検討・協議を実施するものとする。

(2) 庁内検討組織

策定については、令和元年～2年度までの2カ年度で実施予定であり、本年度については、ニーズ等調査及び現状把握を主な策定業務とすることから、庁内検討組織は設けないこととする。2カ年度の2年目は計画の素案等を作成することなどから、必要に応じて庁内検討組織の設置を検討する。

(3) 委託事業者

【令和元年度】

アンケート作成・調査、集計分析及び現状課題分析、専門的な知見からのアドバイス、将来推計並びに課題抽出の実施等。

【令和2年度】

策定計画素案作成、パブリックコメントの実施支援及び成果品の印刷・製本等。

4 今後のスケジュール

【令和元年度】

- ・ 計画策定に係る策定概要の決定
- ・ アンケート実施
障害者当事者及び手帳保持者、難病の方、障害福祉サービス事業者、障がい者団体などに対し行う。
- ・ ヒアリング実施
障害福祉サービス事業者、障がい者団体などに対し行う。

※ 当面のスケジュール

日付	内 容
① 7月2日	第1回市地域自立支援協議会（策定概要案の協議）
② 7月上旬	プロポーザル実施要領の公表（委託業者の公募開始）
③ 8月上旬	委託事業者選定委員会
④ 8月下旬	委託事業者と契約締結

【令和2年度】

- ・ 市地域自立支援協議会にて計画素案について検討
- ・ パブリックコメントの実施
- ・ 議会報告

5 行政報告

障害者基本法第11条の規定に基づき、障がい者計画の策定及び変更については、議会へ報告するとともに、その要旨を公表しなければならないとされている（令和3年2月議会に向け、市議会会派勉強会、正副議長、正副委員長説明と併行政報告を行う。）。

ヘルプカードの作成・配布について

1 「ヘルプカード」について

ヘルプカードは、緊急連絡先や必要な支援内容などが記載され、障害のある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるために東京都が作成したのもので、特に、聴覚障がい者や内部障がい者、知的障がい者など、一見、障がい者とはわからない方が周囲に支援を求める際に有効です。

2 ヘルプカードの作成について

いわき市においても、本年8月から、ヘルプカード5,000枚を作成し、各地区保健福祉センター等の窓口での配布を予定しています。

- 配布予定窓口

平、小名浜、勿来、常磐、内郷、四倉及び小川の各地区保健福祉センター
内郷、遠野、三和、田人、川前及び久之浜・大久の各支所

3 広報について

7月下旬から8月にかけて、報道機関への投げ込み・広報いわきへの掲載・市公式ホームページ及びSNSでの配信・啓発ポスターの掲示等を検討しております。

4 ヘルプカードのデザインについて

携帯性を考慮し、運転免許証と同程度のサイズで2つ折りのものを作成します。

デザインは、外側1、2及び内側1、2の4面構成とし、外側1には、東京都標準様式のデザインを記載し、外側2には手伝ってほしい事及び緊急時の個人情報提供への同意欄を設けます。

内側1及び2には、氏名や住所、連絡先等の個人情報の記載欄を設けます。

※ デザイン詳細は別紙「ヘルプカードデザイン（案）」をご参照ください。

【参考】「ヘルプマーク」と「ヘルプカード」の相違点

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方などの外見からは分かりにくいが援助を必要としている方々が対象となり、ヘルプマークを身に着けることで、周囲の方に援助が必要であることを知らせ、援助を得やすくするためのものです（ストラップによりかばんなど身に着ける物に取り付けることが可能）。



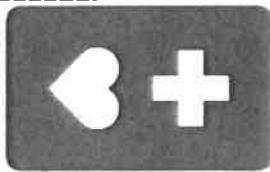
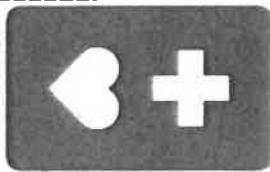
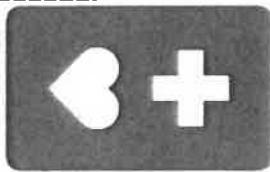
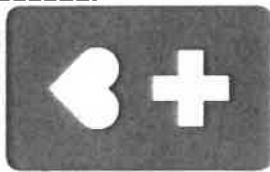
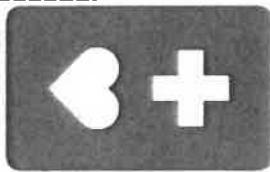
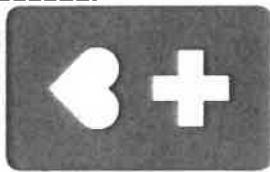
一方、ヘルプカードは、主に障がいのある方を対象とし、災害時や日常生活の中で困ったときに周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるため、助ける場合にどうすればいいのかなどの情報がわかりやすく書かれているものです。

災害時や救急搬送時などの緊急時への対応として、氏名、住所、生年月日及び緊急連絡先等の情報の記載が可能となっており、個人情報が記載されている場合が多く、持ち歩いてはいても見える所に必ずしもあるとは限りません。

ヘルプマークは意思表示であり、ヘルプカードは伝える手段とも言われる場合があります。

なお、ヘルプマークについては、昨年11月から福島県で作成したもの550個を、各地区保健福祉センターや支所で配布しております。

ヘルプカードデザイン(案)

	外面	内面	
1	 	<p>名前</p> <p>生年月日</p> <p>血型 RH() 性別 男・女</p> <p>住所 所</p> <p>私が手伝つてほしい事</p>	<p>【記載例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 手話か筆談でお願いします。
2	 	<p>緊急の際には、救急隊や医療機関へ記載内容を伝えることに同意する・同意しない</p> <p>メール</p> <p>【外面1デザイン例】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 私の前か横に来て、それから話しかけてください。 移動のどきに誘導してください。 周りの状況や掲示を説明してください。
その他	 	<p>①市名「いわき市」を記載 ②市名及びシンボルマーク</p> <p>③市名及びいわき観光情報ナビゲーター「フラおじさん」</p>	<p>あなたの支援が必要です。</p> <p>ヘルプカード</p> <p>いわき市</p> 